

大 河 原 町 長 齋 清志 殿
大河原町議会議長 丸山 勝利 殿
大河原町教育委員会教育長 鈴木 洋 殿

大河原町監査委員 永 井 昌 利
大河原町監査委員 佐久間 克 明

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1. 監 査 対 象

(1)財政援助団体監査

令和7年度に支出された財政援助団体等への助成金

① 水道事業関係補助	69,294,808 円
② 民間信仰による石碑等の移設事業補助金	3,000,000 円
③ 納税組合運営補助金	1,355,700 円
④ 区長会視察研修補助金	257,400 円
⑤ 学校給食費補助金	865,373 円

(2)公の施設の管理受託者(指定管理者)監査

令和7年度の指定管理者への委託施設

- ① 大河原町地域活動支援センター 福祉作業所さくら
- ② 大河原町駅前コミュニティセンター及び大河原駅前立体駐車場
- ③ 大河原町総合体育館等スポーツ施設
- ④ おおがわら千本桜スポーツパーク パークゴルフ場

2. 監査実施日

令和8年6月18日(木)・19日(金)

3. 監 査 主 眼

監査基準に基づいて、財政援助を与えている団体(抽出)及び公の施設の管理受託者に対して、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正か

つ効率的に行われているかを主眼とした。

4. 監査結果及び意見

財政援助団体監査は令和7年度において、公益上必要があると認め支出した補助金のうちから5件を抽出し監査を行い、いずれもその目的に沿って効果的に使用されていることが認められ、結果は概ね良好であった。

納税組合運営補助金については、国の地方自治体情報システム標準化に伴い、個別仕様である納税貯蓄組合の管理機能がサポートされない仕様となっており、今後システム運用が煩雑化されることや各納税組合での業務内容については個人情報も多く取り扱っており、個人情報の安全管理措置の観点からも、今後納税貯蓄組合の存続の是非について検討されたい。

また、公の施設の管理受託についても、協定書の締結に係る事務並びに施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行については概ね適正に処理されているものと認められた。

《指摘事項及び意見》（大河原町監査基準第 14 条該当分）

※監査対象

1. 財政援助団体(補助金)

① 水道事業関係補助	69,294,808 円
② 民間信仰による石碑等の移設事業補助金	3,000,000 円
③ 納税組合運営補助金	1,355,700 円
④ 区長会視察研修補助金	257,400 円
⑤ 学校給食費補助金	865,373 円

2. 公の施設の管理受託(指定管理)

- ①大河原町地域活動支援センター 福祉作業所さくら
- ②大河原町駅前コミュニティセンター及び大河原町駅前立体駐車場
- ③大河原町総合体育館等スポーツ施設
- ④おおがわら千本桜スポーツパーク パークゴルフ場

【指摘事項】

1. 財政援助団体(補助金)

2. 公の施設の管理受託(指定管理)

特になし

【意見】

1. 財政援助団体(補助金)

2. 公の施設の管理受託(指定管理)

特になし